

航空機燃料用揮発油に係る 未納税制度の改正について

平成30年4月
国 税 庁

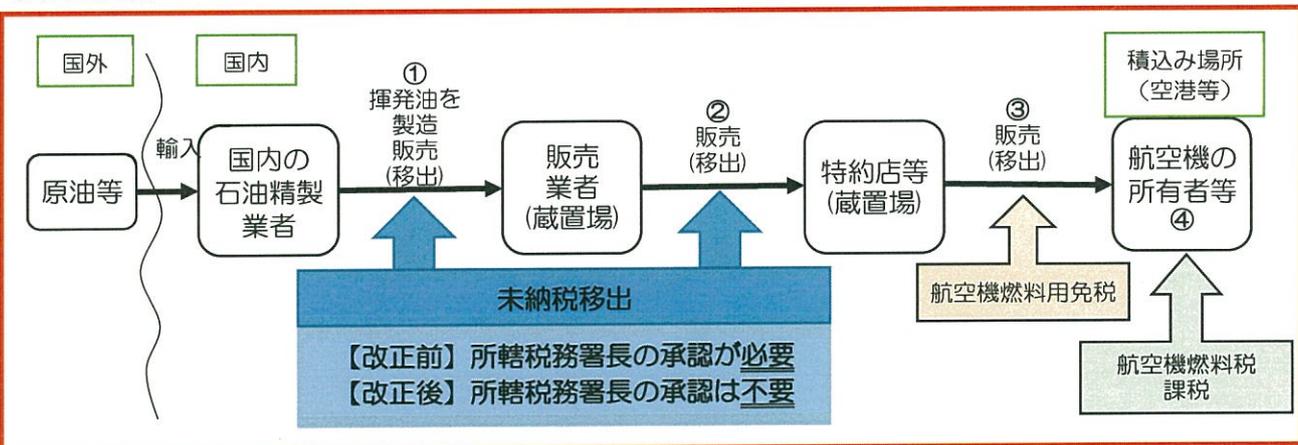
平成30年4月に揮発油税法の一部が改正され、航空機燃料用揮発油（航空機燃料税法に規定する航空機燃料に該当する揮発油であって、揮発油の販売業者が譲渡するためものをいいます。）に係る未納税移出及び未納税引取りについて、次のような改正が行われました。

なお、この改正は、平成30年4月1日から施行されます。

1 未納税移出に関する改正

航空機燃料用揮発油の未納税移出については、これまで、製造場の所在地の所轄税務署長（以下「所轄税務署長」といいます。）の承認を受ける必要があることとされていました。

今般の改正によって、揮発油の製造者が、航空機燃料用揮発油をその製造場から蔵置場（航空機燃料用揮発油の航空機への積み込み場所を除く。）へ移出する場合には、承認を受けなくても未納税移出できるようになりました。



未納税移出入等の手続

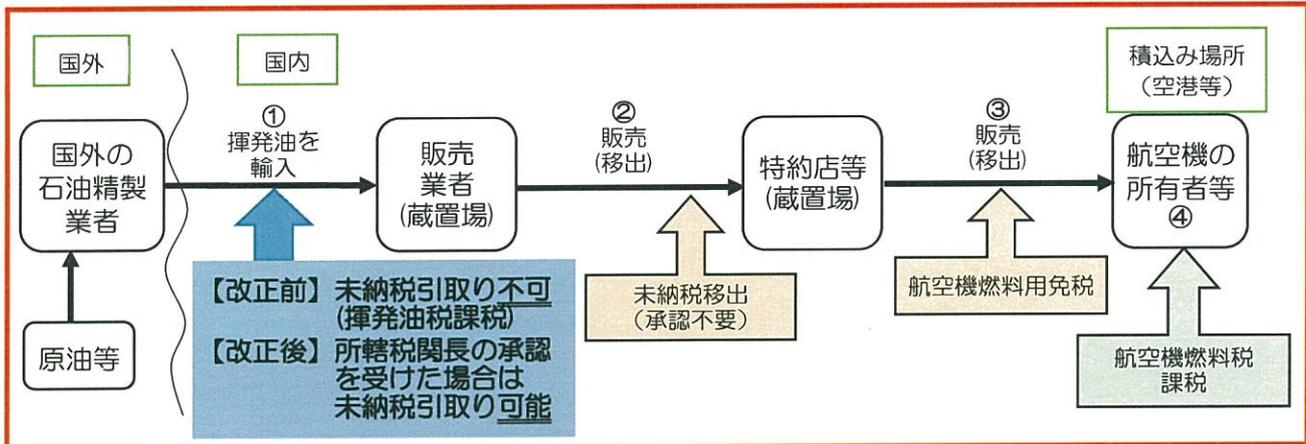
①	国内の石油精製業者(揮発油の製造者)が、航空機燃料用揮発油を販売業者(その揮発油の蔵置場)に販売(移出)する際には、所轄税務署長の承認を受けることなく、未納税移出することができます。 この場合、国内の石油精製業者は、販売業者から交付を受けた移入証明書に基づき作成した「移入明細書」を、未納税揮発油を移出した日の属する月分の納税申告書に添付して(※)、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 また、販売業者は、未納税移入した揮発油についての「移入届出書」を作成し、移入場所の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります(※)。 なお、未納税揮発油を移入した者(販売業者)が揮発油の製造者でない場合には、揮発油の製造者とみなされ、移入場所が揮発油の製造場でない場合には、揮発油の製造場とみなされます。
②	販売業者が、航空機燃料用揮発油を特約店等(その揮発油の蔵置場)に販売(移出)する際には、所轄税務署長の承認を受けることなく、未納税移出することができます。 この場合、販売業者は、特約店等から交付を受けた移入証明書に基づき作成した「移入明細書」を、未納税揮発油を移出した日の属する月分の納税申告書に添付して(※)、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 また、特約店等は、未納税移入した揮発油についての「移入届出書」を作成し、移入場所の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります(※)。 なお、未納税揮発油を移入した者(特約店等)が揮発油の製造者でない場合には、揮発油の製造者とみなされ、移入場所が揮発油の製造場でない場合には、揮発油の製造場とみなされます。
③	特約店等が、航空機燃料用揮発油を航空機の所有者等(航空機燃料の航空機への積み込み場所)に販売(移出)する際には、揮発油税が免除されます(航空機燃料用免税)。 この場合、特約店等は、航空機の所有者等から交付を受けた移入証明書に基づき作成した「移入明細書」を、免税揮発油を移出した日の属する月分の納税申告書に添付して(※)、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 また、航空機の所有者等は、免税移入した揮発油についての「移入届出書」を作成し、移入場所の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります(※)。
④	航空機の所有者等は、航空機に積み込む航空機燃料について、航空機燃料税が課税されます。 航空機の所有者等は、その月中に航空機に積み込まれた航空機燃料の数量及び納税すべき税額等を記載した航空機燃料税の納税申告書を、翌月末までに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 一定の要件を満たす場合には、「移入明細書」の納税申告書への添付又は「移入届出書」の提出を省略できます。詳しくはリーフレット「揮発油税に係る未納税制度等の改正について」をご覧ください。

2 未納税引取りに関する改正

揮発油の製造者が揮発油の原料とするための揮発油を保税地域からその製造場に引き取る場合等、一定の場合には、納税地の所轄税関長（以下「所轄税関長」といいます。）の承認を受けて、未納税引取りができることとされていますが、これまで、揮発油の販売業者が保税地域から引き取る航空機燃料用揮発油については、未納税引取りの適用対象とされていませんでした。

今般の改正によって、揮発油の販売業者が、航空機燃料用揮発油を保税地域から蔵置場（航空機燃料の航空機への積み込み場所を除く。）へ引き取りようとする場合には、所轄税関長の承認を受けることによって未納税引取りができることとなりました。



未納税引取り等の手続

①	販売業者が、航空機燃料用揮発油を保税地域から蔵置場へ引き取りようとする場合、所定の事項を記載した「未納税引取承認申請書」を所轄税関長に提出して承認を受けることにより、航空機燃料用揮発油の未納税引取りができます。 未納税引取りの承認を受けて保税地域から引き取った揮発油を、その承認に係る引取場所に移入した場合には、直ちに、所定の事項を記載した「未納税引取課税物件移入届出書」に未納税引取承認書を添付して、その引取先の所在地の所轄税務署長に提出し、「移入済証明書」の交付を受けます。 この「移入済証明書」は、未納税引取り承認の際に指定された期限内に、所轄税関長に提出する必要があります。 なお、未納税引取りした者(販売業者)が揮発油の製造者でない場合には、揮発油の製造者とみなされ、引取り場所が揮発油の製造場でない場合には、揮発油の製造場とみなされます。
②	販売業者が、航空機燃料用揮発油を特約店等(その揮発油の蔵置場)に販売(移出)する際には、所轄税務署長の承認を受けることなく、未納税移出することができます。 この場合、販売業者は、特約店等から交付を受けた移入証明書に基づき作成した「移入明細書」を、未納税揮発油を移出した日の属する月分の納税申告書に添付して(※)、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 また、特約店等は、未納税移入した揮発油についての「移入届出書」を作成し、移入場所の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります(※)。 なお、未納税揮発油を移入した者(特約店等)が揮発油の製造者でない場合には、揮発油の製造者とみなされ、移入場所が揮発油の製造場でない場合には、揮発油の製造場とみなされます。
③	特約店等が、航空機燃料用揮発油を航空機の所有者等(航空機燃料の航空機への積み込み場所)に販売(移出)する際には、揮発油税が免除されます(航空機燃料用免税)。 この場合、特約店等は、航空機の所有者等から交付を受けた移入証明書に基づき作成した「移入明細書」を、免税揮発油を移出した日の属する月分の納税申告書に添付して(※)、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 また、航空機の所有者等は、免税移入した揮発油についての「移入届出書」を作成し、移入場所の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります(※)。
④	航空機の所有者等は、航空機に積み込む航空機燃料について、航空機燃料税が課税されます。 航空機の所有者等は、その月中に航空機に積み込まれた航空機燃料の数量及び納税すべき税額等を記載した航空機燃料税の納税申告書を、翌月末までに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 一定の要件を満たす場合には、「移入明細書」の納税申告書への添付又は「移入届出書」の提出を省略できます。詳しくはリーフレット「揮発油税に係る未納税制度等の改正について」をご覧ください。

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時等を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、手続に使用する様式等を掲載しています。